

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時
- 令和6年（2024年）5月23日（木） 午後7時30分～午後7時55分
2. 場 所
- 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者
- 組合側：執行委員長以下約20名
市 側：清水副市長、総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
総合教育部長、上下水道部長、市立ひらかた病院事務局長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題
- 「2024年夏季一時金等に関する要求書」及び「2024年夏季重点要求書」に
基づく交渉（3回目）

<交渉内容要旨>

I. 最終回答について

組 合	市
・ 5月14日、21日に行った2回の交渉を踏まえ、 我々の要求に対する回答を求める。	・ 現在の本市が置かれている状況や、厳しさを増 す公務員を取り巻く環境などを総合的に判断し、 以下の内容をもって最終回答とする。

【最終回答内容（要旨）】

1. 6月期一時金について

次のとおり、条例規定分を支給する。

(1) 支給月数

区 分	期末手当	勤勉手当	合 計
○正職員及び任期付常勤・任期付短時間勤務職員	1.225月分	1.025月分	2.25月分
○再任用職員	0.6875月分	0.4875月分	1.175月分
○会計年度任用職員（支給要件を満たす職員に限る）	1.225月分	1.025月分	2.25月分

(2) 支給日

令和6年6月28日（金）

2. 夏季休暇について

次のとおり実施する。

(1) 付与日数

- ①正職員及び週4日勤務を除いた再任用・任期付職員
- … 5日
- ②週4日勤務の再任用・任期付短時間勤務職員
- … 4日
- ③週5日又は年217日以上勤務の通年任用の会計年度任用職員
- … 5日
- ④週4日又は年169日以上216日以下勤務の通年任用の会計年度任用職員
- … 4日
- ⑤短期任用のフルタイム会計年度任用職員（要件を満たす職員に限る）
- … 3.5日

(2) 取得可能期間

令和6年7月1日から9月30日までの間。

ただし、業務の繁忙期であること等の事情により、上記期間内に本休暇の全部又は一部を取
得することが困難であると認められる職員（(1)のうち、⑤の職員を除く。）については、同年
6月1日から10月31日までの間。

(3) 取得単位

1 日又は半日

(4) 休暇の取得促進について

7 月から 9 月までの期間において、健康管理年休と合わせ 9 日を取得できるよう取り組みを進める。併せて年次有給休暇についても引き続き取得促進を進め、取得実績について検証を行う。

3. 人事給与制度に係る諸課題について

物価高騰、気候変動など、さまざまな社会環境の変化を踏まえた人事給与制度に係る諸課題について、検討の積み重ねが重要と考えている。

令和 6 年度の夏季休暇の付与日数については「2. (1)」のとおりとするが、職員のワーク・ライフ・バランス推進に資するといった制度趣旨を踏まえ、今後も検討を行っていく。また、長期在職者に係る休暇制度については、今後、課題整理を行っていく。

Ⅱ. その他確認事項

組 合	市
・ 定年延長に伴い、55 歳の昇給停止の見直しや 40 年目の職員もリフレッシュ休暇の対象とするなど、中高年齢層もモチベーションを維持し、働き続けやすい職場環境づくりが必要であると考えるが、どのような認識か。	・ 労働条件については現行どおりとするが、今後も、働き続けやすい職場環境づくりに向けて課題整理を行っていく。